

太田市地域自殺対策対面型相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市における自殺対策のための地域自殺対策対面型相談支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、失業、倒産、多重債務問題等の自殺の社会的要因又はこころの健康等の健康要因に関する問題を抱える市民、その家族、その友人その他関係者とする。

(事業の委託)

第3条 市長は、自殺対策に係る相談に相当の経験及び知識を有し、地域の実情に精通していると認められる業者に事業を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第4条 事業は、対象者と専門の相談員による対面型の個別相談とする。

2 前項の相談員は、対象者からの相談の内容に応じて、必要な情報の提供及び助言、福祉に係るサービスの利用の支援並びに関係する機関との連絡調整を行うものとする。

(関係する行政機関等との連携)

第5条 市長は、事業を円滑かつ効果的に行うため、関係する行政機関、医療機関等と緊密な連携を図るように努めなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。